

10 民間団体との連携を強化する

地域の自殺対策において、非常に重要な役割を担っている民間団体の活動を支援します。

(1) 民間団体の人材育成に対する支援

【対象者を特定しない施策】

- ①NPO法人自死遺族支援ネットワーク Re との連携を図ります。＜後＞
(県長崎子ども・女性・障害者支援センター)

(2) 地域における連携体制の確立

【対象者を特定しない施策】

- ①各市町がそれぞれの地域特性に応じた自殺対策を推進していくための体制整備にあたり民間団体と連携していくことを支援します。＜全＞
(県央保健所、県北保健所、五島保健所、壱岐保健所、対馬保健所)
- ②NPOと行政との協働の推進を図ります。＜全＞ (県民協働課)
- ③企業等の産業保健分野との連携を図ります。＜予＞ (長崎大学大学院)

(3) 民間団体の相談事業に対する支援

【対象者を特定しない施策】

- ①「長崎いのちの電話」の24時間体制の確立を図ります。＜介＞
(長崎いのちの電話、県障害福祉課)

(4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

【労働者等を対象とした施策】

- ①民間団体が先駆的・試行的な自殺対策に取り組みやすくなるよう、必要な情報提供等の支援を行います。＜予＞ (長崎労働局)

(5) その他

【対象者を特定しない施策】

- ①民間団体における自殺対策の取組を促進します。＜全＞ (県障害福祉課)